

改 正 案

現 行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五・第十九条、第二十三条、第二十四条 条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可 、認定、指定又は技能事項の証明</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五・第十九条、第二十三条、第二十四条 条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可 、認定、指定又は技能事項の証明</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>
<p>一〇五十四（略）</p> <p>五十の二 登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査 機関の登録</p> <p>（一） 特定特殊自動車排出ガスの規制 等に関する法律（平成十七年法律 第 号）第十九条第一項（登 録特定原動機検査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（二） 特定特殊自動車排出ガスの規制 等に関する法律第二十六条第一項 （登録特定特殊自動車検査機関の 登録）の登録（更新の登録を除く 。）</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九 万円</p>	<p>一〇五十四（略）</p> <p>五十の二 登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査 機関の登録</p> <p>（一） 特定特殊自動車排出ガスの規制 等に関する法律（平成十七年法律 第 号）第十九条第一項（登 録特定原動機検査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（二） 特定特殊自動車排出ガスの規制 等に関する法律第二十六条第一項 （登録特定特殊自動車検査機関の 登録）の登録（更新の登録を除く 。）</p> <p>登録件数</p> <p>一件につき九 万円</p>
<p>五十一〇五十四（略）</p>	<p>五十一〇五十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（許容限度） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 環境大臣は、特定特殊自動車（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第 号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車をいう。）が一定の条件で使用される場合に発生し、大気中に排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガス（同条第二項に規定する特定特殊自動車排出ガスをいう。次項において同じ。）の量の許容限度を定めなければならない。</p> <p>4 特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第五条に規定する主務大臣は、同条の技術上の基準を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。</p>	<p>（許容限度） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p>